

吉田家の秘伝「唯一神道行事次第」を表した。
62 藤井李之助
鶴崎神社社掌。吉備津神社を兼務。



64 瀧川貞一

昭和二十一年七月一日鶴崎神社禰宜に就任。
同三十七年五月七日宮司に就任。
同三十八年退任。



65 河本貞郁

昭和二十三年十二月三十一日退任。
昭和五十一年〜昭和五十七年まで岡山県神社庁庁長を歴任した。浄階、神職身分特級。



68 廣山泰三

苦田郡鏡野町富東谷にて生誕。昭和二十六年木山神社（真庭郡落合町木山）、同二十七年

大津神社（真庭久郡世町余野下）、同三十一年岡山県神社庁に勤務し、同三十七年五月十八日鶴崎神社禰宜、同三十八年二月十四日鶴崎神社宮司、平成十年五月十五日鶴崎神社名誉宮司に就任し、同年七月二十五日帰幽。

宮司就任後、昭和三十八年大藏神社（五日市）、荒神社（帯高）同三十九年荒神社（無津）、荒神社（船本）、荒神社（金田）、船越神社（市場）、龍神社（塩津）、國鉾神社（塩地）、平成二年熊野神社（矢尾）の宮司に就任した。
昭和六十三年神職身分二級に昇進。



70 廣山典子

昭和五十六年五月十五日鶴崎神社禰宜に就任。
平成十年三月三十日退任。



71 太田浩司

笠岡市茂平にて生誕。昭和五十六年岡山県護国神社（岡山市奥市）、昭和六十一年平野神社（京都市北区平野宮本町）、昭和六十三年岡山県神社庁（岡

山市南方）・御前神社（岡山市妹尾）に勤務し、平成十年鶴崎神社宮司に就任。

宮司就任後、同年船越神社（市場）、國鉾神社（塩地）、嚴島神社（弁才天）、天満宮（長津）、荒神社（船本）、熊野神社（矢尾）、龍神社（塩津）、荒神社（帯高）、大藏神社（五日市）、荒神社（無津）、同十一年愛宕神社（金田）、荒神社（金田）の宮司に就任した。
平成十七年神職身分二級に昇進。



72 太田正和

真庭郡湯原町見明戸にて生誕。県職を経て、昭和六十三年御前神社（岡山市妹尾）禰宜に就任。平成十年四月十日鶴崎神社禰宜に就任。

きょうしよくいんついほうれい 教職員追放令

連合軍の占領下にあった昭和21年当時、軍国主義の極端な国家主義的な思想と教育の排除を行うための施策と称し、教職員の適格審査が開始された。不適格者は審査によって判定される者と、定められた基準によって自動的に排除される者との二種類があった。また、審査を受けることを潔しとせず自ら教育界を去った者も少くなかった。これに神職の兼職も該当した場合もある。

責任役員・総代

神社は、古来から氏子又は崇敬者の協力により守られて来た。その氏子の代表が総代であり、氏子総代ともいう。

総代は神社規則によると、「氏子又は崇敬者で徳望の篤い者の内から選任し、総代会を組織し、役員を助け、宮司に協力する。」とある。

責任役員は、「総代その他から神社の運営に相当と認められる者の内から選任し、役員会を組織し、宗教活動を除く維持運営に関する事務を決定する。」とあり、昭和二十六年に公布された宗教法人法により、新たに設置され、定数は三名以上と定められている。

くらしきけん 倉敷県

倉敷県は明治元年5月16日〜同4年11月15日まで存在し、その後は小田県となった。

しんかん 神官

明治4年の太政官布告で社格制度及び神官職制が定められたが、現在は廃止され、神職と呼ばれる。